和歌山県医療機関食材料費高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第１　知事は、食材料費高騰の影響を受ける県内の医療機関を運営する事業者を支援するため、予算の範囲内で医療機関食材料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。

（２）「有床診療所」とは、医療法第１条の５第２項に規定する診療所で同法第７条第３項による許可を受けたもの又は同法施行令（昭和23年政令第326号）第３条の３により届け出たものをいう。

（３）「保険医療機関」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関をいう。

（４）「許可病床」とは、医療法第７条第３項の規定による許可を受けた病床又は同法施行令第３条の３により届け出た病床をいう。

（交付対象者）

第３　支援金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

　（１）県内に所在する病院又は有床診療所（以下「医療機関」という。ただし、国が開設者であるものを除く。）を運営する者であること。

（２）運営する医療機関が申請日時点で休止又は廃止していないこと。

（３）運営する医療機関が令和６年５月31日時点で許可病床を全て休床していないこと。

（４）運営する医療機関が保険医療機関の指定を受けていること。

（５）事業継続の意思がある者であること。

（不交付要件）

第４　第３の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、その役員が次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）に対しては、支援金を交付しない。

（１）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第２条第３号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

（３）国又は地方公共団体等から食材料費に係る同様の支援を重複して受ける者

（４）前各号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（支援金額）

第５　支援金の額は、許可病床数に１床当たり3,200円を乗じて得た額とする。

（支援金の交付の申請）

第６　支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、医療機関ごとに医療機関食材料費高騰対策支援金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、知事に対し別に定める提出期限までに郵送により提出しなければならない。

２　交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）振込先口座確認書（別記第２号様式）（申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し等、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し等）

（２）役員名簿（法人の場合のみ）（別記第３号様式）

（３）その他知事が必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第７　知事は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項に修正を加えて支援金の交付の決定をすることができる。

３　知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

（実績報告及び額の確定）

第８　この支援金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第６に規定する支援金の交付の申請により当該実績報告があったものとみなす。

２　この支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、第７に規定する支援金の交付の決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

（請求書の省略）

第９　この支援金の交付請求は、規則第16条の規定にかかわらず、第７に規定する支援金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があったものとみなす。

（申請書類の保管）

第10　申請者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けたのち５年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

（申請の取下げ）

第11　申請者は、交付の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（支援金の交付）

第12　知事は、第７の規定による交付の決定後、申請者に対して支援金を速やかに交付するものとする。

２　知事は、第７の３の規定による再度の交付の決定を行った場合において、再度の交付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を交付することができる。

（決定の取消し）

第13　知事は、申請者（法人にあっては、その役員を含む。）が第４に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第14　知事は、第７の３の規定により支援金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第13の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合には、申請者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第15　申請者は、第14の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

３　知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

（立入検査等）

第16　知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第17　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年５月20日から施行する。